

障害者差別解消法とインクルーシブ教育

2023度の地区懇談会は障害者の人権をテーマに開催しました。人権啓発ビデオの鑑賞後懇談会を行い障害者差別解消法について理解を深め合いました。多くの参加者から、「いろんな立場の人の話が聞け、また自分の考えを発言することが出来て有意義な時間を過ごせた。」と感想をいただきました。人の話を聴く、そして自分の考えを相手に聞いてもらう。このように言葉のキャッチボールを繰り返しながらお互いに理解を深めていくことがとても大切で、これが地区懇談会の目的です。障害者差別解消法はすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定されました。この法律の改正法が2024（令和6）年4月1日付けで施行されます。3つの課せられた義務、①不当な差別的取扱の禁止、②合理的配慮の提供、③環境の整備のうち「②合理的配慮の提供」は、行政機関等については同法の施行時より法的義務でしたが、民間事業者については努力義務にとどまっていたところ、今回の改正により民間事業者についても法的義務となりました。詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

さて昨年（2023年）10月NHKテレビ「バリバラ・インクルーシブ教育（ともに学ぶことの意味）」が2回に分けて放送されました。ご覧になった方もおられると思います。内容はインクルーシブ教育の実践で有名な大阪府豊中市立南桜塚小学校の取り組みを紹介したものでした。インクルーシブ教育とは「障害があってもなくてもすべての子が共に学び合う」ことです。国連は2006年「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、日本も2014年に批准しました。学校教育については、日本は普通学校と特別支援学校に分け、普通学校の中に普通学級と特別支援学級を作りました。障害を持つ子どもの多くは特別支援学校と特別支援学級で学んでいるのが現状です。これに対し2022年、国連が日本に対し分離教育を止めるように勧告しました。この「分離教育」とは、難病や障害のある子どもとそうではない子どもを切り離し、別々の環境で教育する仕組みのこと、すなわち日本の合理的と思われた配慮が国連から勧告を受けたのです。障害のある子どもにとって、人生経験や人間関係、社会経験の機会を奪ってしまう可能性があるという理由からです。

しかし1973年、障害がある子どもも無い子どもも同じ教室で学ぶという画期的な取り組みが豊中市立南桜塚小学校で始まっていたのです。普通学級のなかで様々な障害を持つ子どもとそうでない子どもたちと一緒に学ぶというインクルーシブ教育を50年も前から実践しているのです。この実践には様々な配慮（究極の合理的配慮？）が施されているのは、見ている私たちに伝わってきます。番組で子どもたちは、障害を持つ子どもと一緒に遊びながら「普通の友達や。僕らの仲間や」と、当たり前のように答えていたのが印象的でした。ああこれがインクルーシブ教育なんだと思いました。（F）

共同親権

2020年に法務省が公表した調査では、日本以外の主要20か国（G20）を含む24か国のうち22か国で、「単独親権」だけでなく、「共同親権」も認められています。

2024年1月30日の国の法制審議会の部会で、両親に親権が認められる“共同親権”の導入を盛り込んだ要綱案が取りまとめられました。

大まかな内容は

- (1) 父母離婚するときは、その双方又は一方を親権者と定める。
- (2) 子の利益のため必要なときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更できる。
- (3) 裁判所は、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」とは、たとえば次のような場合です。

父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき

父母の一方が他の一方から身体に対する暴力などを受けるおそれがあるなど、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき

このように、子どもに対する虐待の事実や、夫婦間の暴力（DV）の存在が認められる場合には、裁判所の判断により、単独親権とすることが可能です。また、暴力などの問題行為がない場合でも、夫婦間の協議によって単独親権とすることもでき、共同親権が導入されたとしても、離婚の際は共同親権か単独親権かを基本的には自由に選べるようになっています。

●共同親権には以下のようなメリットがあるとされています。

離婚時の親権争いの激化を防げる

離婚後も両親で協力して子育てできる

面会交流・養育費の支払いがスムーズに行われやすい

このように子どもへの精神的な負担の軽減、共同親権のもとにおいては両方の親に子どもと関わる権利があるため、面会交流がスムーズに行われやすくなり、頻繁に会うことができれば、離れて暮らす親も子どもへの愛情を持ち続けることができるため、養育費が滞りなく支払われることが期待されています。

●デメリットは以下のものが考えられます。

子どもへの負担が大きい

遠方への引っ越しが難しい

DVやモラハラから逃れられない

定期的な面会交流が必要になるため、子どもは離れて暮らす親に会うことに多くの時間を費やさなければならない、生活に負担がかかってしまうおそれがあります。

定期的に面会交流をするためには、離婚した夫婦がある程度近くに住む必要があるといえます。そのため、遠方の実家に住みたい方や仕事の都合がある方にとっては、引っ越し先が制限されてしまうことがデメリットとなることもあるのではないかと。

単独親権のもとでは、親権者となった親が面会交流を拒否できるため、離婚することでDVやモラハラから逃れることが可能です。しかし、共同親権が導入されることで、離婚してもDVやモラハラから逃れられなくなってしまうおそれがあります。

単独親権も選択できるのですが、DVやモラハラの被害者である親子に危険がおよばないよう、制度の整備や配慮が必要です。（SU）

2023年度役員研修会報告

開催日 2024年1月24日（水）
場 所 奈良水平社博物館見学
参加者 海蔵地区人権・同和教育推進協議会役員3名（藤岡、佐藤、鈴木）
海蔵地区市民センター副館長
計4名

2024年1月24日（水）、この日今年一番の寒波が本列島を覆った。しかし幸いにも近畿地方は雪もなく列車の遅延もなく、予定通り水平社博物館に行くことができた。

朝8時近鉄四日市駅から近鉄特急で大和八木～橿原神宮前駅まで行き、そこからタクシーに乗り、10時過ぎに水平社博物館に到着した。10時45分にガイドを予約していたので、時間まで博物館前にある西光寺を散策。



西光寺

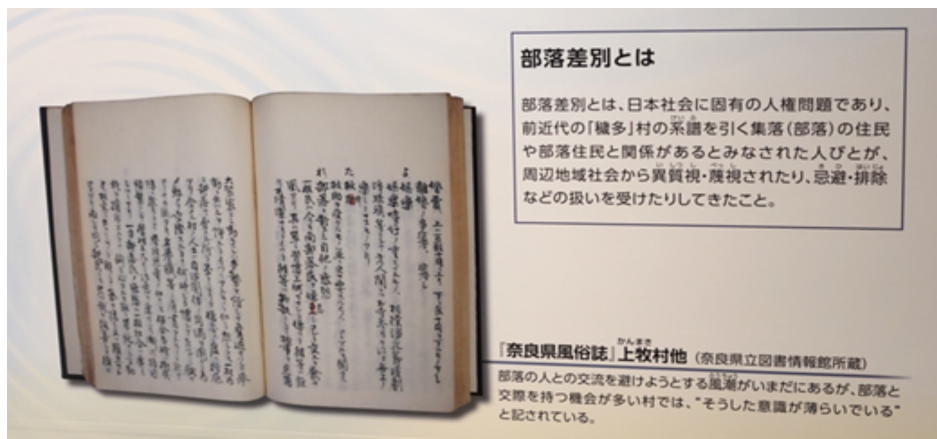


しかし気温が低く30分ほどで切り上げ、博物館に戻る。 水平社博物館

ガイドさんが早く来ていたので、10時30分に館内ガイドをしていただくことになった。

1時間以上丁寧に館内の展示品の解説をしていただいた。

水平社宣言を昨年勉強したので、人物の名前や場所など、より深く学ぶことができた。ガイドさんの言葉で、「同和問題を解決するための国の施作により、土地や住居の劣悪な環境は無くなったが、なぜか差別だけは無くならなかった。それは今も続いている。」と強く、悲しく語られたことが心に響きました。 (F)



2023年度の「サラリーマン川柳」

ベスト10の投票があったそうです。

- 1位 会社へは 来るなと上司 行けと妻
- 2位 十万円 見る事もなく 妻のもの
- 3位 リモートで 便利な言葉 “聞こえません”
- 4位 嫁の呼吸 五感で感じる! 全集中!!!
- 5位 じいちゃんに J.Y.Parkの 場所聞かれ
- 6位 我が部署は 次世代おらず 5爺(ファイブジイ)
- 7位 お父さん マスクも会話も よくずれる
- 8位 YOASOBIが 大好きと言い 父あせる
- 9位 お若いと 言われマスクを 外せない
- 10位 抱き上げた 孫が一言 密ですよ

世代別のベスト3です!

20代・30代のベスト3

嫁の呼吸 五感で感じる! 全集中!!!
我が部署は 次世代おらず 5爺(ファイブジイ)
リモートで 便利な言葉 “聞こえません”

40代・50代のベスト3

会社へは 来るなと上司 行けと妻
嫁の呼吸 五感で感じる! 全集中!!!
我が部署は 次世代おらず 5爺(ファイブジイ)

60代以上のベスト3

会社へは 来るなと上司 行けと妻
我が部署は 次世代おらず 5爺(ファイブジイ)
十万円 見る事もなく 妻のもの

今年はコロナ禍で上司と家族の間で板挟みになっ
ているサラリーマンの悲哀をユニークに
詠んだ作品が上位になったようですね! (SA)

◇2024年度事業計画案

小紙が届く頃には、既に新年度のスタートを切られている組織も多くあろうかと思いますが、当協議会といたしまして、現在、主要行事の開催日程を、次のとおり計画したいと検討を進めています。諸行事とのバッティングを回避する観点から情報提供させていただきます。

ただし、総会前の段階であり確定したものではありませんが、今後の参考にしていただければと思います。

以降も、総会までの間、関係各位と互いの情報交換を重ね、更に詰めていくこととしたいので、情報提供いただける各組織の方々のご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。

主要行事基本日程

- 4月 1日 (月) 「同推くん90号」発行
- 6月 3日 (月) 定期総会および
第1回委員研修会
- 7月19日 (金) 地区懇談会
(阿倉川ブロック)
- 8月 1日 (木) 「同推くん91号」発行
- 8月23日 (金) 地区懇談会
(三ツ谷ブロック)
- 9月13日 (金) 地区懇談会
(松ヶ丘・阿倉川新町
ブロック)
- 10月 5日 (土) 第31回人権を考える
集い
- 11月22日 (金) 第2回委員研修会
- 12月 1日 (日) 「同推くん92号」発行

◎同推くんのバックナンバーは、『かいぞう地区』のホームページからご覧いただけます。
<http://www.kaizotiku.org/>